

〈記入例〉

所有者 蔵王 一郎  
耕作者 刈田 大介 } の場合

藏王  
↑ 指印

新規・再設定

農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定申出書

下記の農地について利用権の設定をしたいので申し出ます。

どちらかを囲む

令和 年 月 日

蔵王町農業委員会会長 殿

申出人（貸人）

所有者

住 所 蔵王町大字円田字西浦 10

氏 名 蔵王 一郎

藏王

生年月日 昭和・平成・令和 10年10月10日

職 業 農業兼会社員

電話番号 0224-33-3003

利用権を設定しようとする土地の所在、地番、利用状況等

蔵王町		地番	現況 地目	面積 m <sup>2</sup>	利用 状況	所有者氏名 (貸人)	耕作者氏名 (借人)
所 在 大字	小字						
「別紙明細」とおり							

利用権を設定しようとする希望条件

1) 設定期間 3年・6年・10年・その他(年)

2) 貸借料 全面積で1万円(年). 年末現金払

3) その他

当事者間で  
協議して  
記入して  
下さい。

(その他の例)・10a当たり玄米60kg, 収穫後物納

・ばし

など

## (別紙明細)

藏王

刈田

捺印

藏王町			地目			面積m <sup>2</sup> ※登記簿 による	利用 状況	所有者氏名 (貸人)	耕作者氏名 (借入)
番号	所在		地番	現況	登記 簿				
大字	小字								
1	小村崎	宮下	999-1	田	田	1,000	水田	藏王一郎	刈田太介
2	"	"	999-2	"	"	"	"	"	"
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
合計	計 2 筆 登記簿上 2,000 m <sup>2</sup>								

※ ほ場整備に伴う一時利用地がある場合は、従前地（登記簿による）を記載し、その下に対応する一時利用地を記載してください。

前ページ  
と割印

藏王

刈田



拾印

卷五

## 農用地利用集積計画書（利用権設定）

粗明筆各1.

1. 古事記		市町村名		公告年月日		令和 年 月 日																																																																						
整理番号		(氏名又は名称)	(同意印)	(住所)	(氏名又は名称)	(同意印)	(住所)																																																																					
利用権の設定を受ける者の氏名 又は名称及び住所 (A)		製作業者	刈田 大介	藏王町大字小村山崎字後原 999																																																																								
利用権の設定をする者の氏名 又は名称及び住所 (B)		所有者	藏王一郎	藏王町大字円田字西浦北 10																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="8">利用権を設定する土地 (C)</th> <th colspan="4">利用権の設定内容 (D)</th> <th colspan="4">利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (E)</th> <th colspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>所 在</th> <th>地番</th> <th>地目</th> <th>面積</th> <th>内 容</th> <th>利 用 権 の 種</th> <th>利 用 権 の 種</th> <th>存続期間</th> <th>始 期</th> <th>存続期間</th> <th>借 貸</th> <th>借 貸 の 支 払 方 法</th> <th>住 所</th> <th>氏 名 又 は 称</th> <th>権 原 の 種 類</th> <th>(同意印)</th> <th></th> </tr> <tr> <th>大 字</th> <th>小 字</th> <th>現況</th> <th>登記簿による ※登記簿による 記載</th> <th>(例) 水田、普 通畠、園 地等</th> <th>水田</th> <th>賃借権</th> <th>(終期)</th> <th></th> <th></th> <th>年</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>申出書に添付の「別紙明細」のとおり</p> <p>この計画に同意する。 利用権の設定を受ける者</p> <p>利用権を設定する者</p> <p>利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地 につき所有権その他の使用収益権を有する者</p>								利用権を設定する土地 (C)								利用権の設定内容 (D)				利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (E)				備考		所 在	地番	地目	面積	内 容	利 用 権 の 種	利 用 権 の 種	存続期間	始 期	存続期間	借 貸	借 貸 の 支 払 方 法	住 所	氏 名 又 は 称	権 原 の 種 類	(同意印)		大 字	小 字	現況	登記簿による ※登記簿による 記載	(例) 水田、普 通畠、園 地等	水田	賃借権	(終期)			年																							
利用権を設定する土地 (C)								利用権の設定内容 (D)				利用権を設定する土地の (B) 以外の権原者等 (E)				備考																																																												
所 在	地番	地目	面積	内 容	利 用 権 の 種	利 用 権 の 種	存続期間	始 期	存続期間	借 貸	借 貸 の 支 払 方 法	住 所	氏 名 又 は 称	権 原 の 種 類	(同意印)																																																													
大 字	小 字	現況	登記簿による ※登記簿による 記載	(例) 水田、普 通畠、園 地等	水田	賃借権	(終期)			年																																																																		

農用地利用権計画(利用地権設定)

前編

2. 共通事項

この農用地利用算積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各箇条細に定めるもののがかかるに定めるところによる。

- (1) 債質の支払猶予  
利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、債質の支払期限までに債質の支払をすることができない場合には、相手方と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 約款の留保の禁止  
甲及び乙は、1 の各条明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 記載又は記入  
乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を売却し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良  
甲は、利用権に付随する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用算積計画に定めるところにより設定された利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(5) 利用権取得者の責務  
乙は、この農用地利用算積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(6) その他  
この農用地利用算積計画に定めのない事項及びこの農用地利用算積計画に関する疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

【農業經營基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者（農作業に常時從事すると認められない者）に対する賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、以下の項目を追加】

(10) 契約の解除 甲は、乙が目的物を適正に利用していないと認められる場合には賃借契約を解除するものとする。

- (5) 田畠公報の賃貸  
ア 甲は、目的物に対する固定賃税その他の租税を負担する。  
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。  
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議することにより負担する。

(6) 目的物の返還  
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から日以内に、甲に對し

原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。  
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費について、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第155号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。  
ウ イにより有益費の償還請求があつた場合には、甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わなければ、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

### 3. 利用権の設定等を受ける者の職業経営の状況等

6.240.293の圖版